

「長野県パートナーシップ届出制度」に関する飯田市の行政サービス等の対応について

- 1 長野県パートナーシップ届出制度（以下「届出制度」という。）について
 - ・性的マイノリティの方が、大切なパートナーとともに、その人らしい人生を送ることができるように、生活上の障壁を取り除くことを目指すための制度で、当事者が県に届出をすることにより、県がパートナー関係であることを証明する制度である（詳細は資料No.1-3のとおり）。
- 2 届出制度導入に伴う対応
 - ・県は、届出制度に対応して、県内の市町村が共通して対応する行政サービス等を下記のア～クのとおりとし、各市町村は速やかな対応に努めることとしている。
 - ・また、届出制度を利用して行政サービス等を受ける市民が誹謗中傷を受けないよう、届出制度や性の多様性について理解を深めるための周知、啓発を行う。

ア 市町村営住宅への入居申込み

市町村営住宅への入居について、届出受領証を持つパートナー同士で申し込むことを認めること。

イ パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み

当事者が希望する場合に、親権者と共にパートナーの氏名も申込者として記載して、子どもの保育施設へ入所を申し込むことを認めること（入所申込者を親権者たる保護者1名としている場合は取扱いの変更は不要）。

ウ 保育所・学童保育所への送迎

保育所・学童保育所への送迎において、夫婦・家族同様にパートナーによる送迎を受け入れること。

エ 罹災証明の代理申請

罹災証明の代理申請において、夫婦や家族から申請する際に委任状（代理人選任届）の省略を認めている場合には、パートナーからの申請についても委任状の省略を認めること。

オ 職員の福利厚生等（宿舎、休暇・給与、互助給付等）

職員宿舎への入居、職員の休暇・給与（例：結婚休暇、忌引、介護休暇、扶養手当、単身赴任手当）、職員に対する互助給付（例：結婚祝金、出産等祝金、入学・卒業祝金、銀婚祝金、死亡弔慰金）等の全部又は一部について、パートナー間に係る取扱いを認めること。

カ 公立病院における対応

届出受領証を患者の関係者であるか疑義がある場合の証明手段とし、パートナーによる緊急の治療への同意等を認めること。

キ 救急搬送証明等の代理申請

救急搬送証明（救急出場証明）の代理申請及び消防が発行する罹災証明（被災証明）の代理申請において、夫婦や家族から申請する際に委任状（代理人選任届）の省略を認めている場合には、パートナーからの申請についても委任状の省略を認めること。

ク その他

軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請、要介護認定の代理申請、生活保護制度の申請、DV相談窓口の利用